

公益社団法人日本金属学会 奨学賞規程

(目的)

第1条 日本金属学会及び日本鉄鋼協会(以下両会と略記する。)の共催事業である奨学賞事業を公正かつ適切に行うため、理事会の決議により、この規程を定める。

(資金の設立)

第2条 本会は団体及び法人 165 社並びに個人 1845 名から寄付された 54,000,000 円を基に、この賞及び奨励賞の事業を行うため、平成 5 年 3 月に奨励賞及び奨学賞等資金を設立する。

(賞の名称)

第3条 この賞の名称は、日本金属学会・日本鉄鋼協会 奨学賞とする。
2 賞の名称を変更する場合には、両会の理事会の決議を要する。

(事業の目的)

第4条 この賞の事業の目的は、材料分野の発展への貢献が期待できる学生を奨励することである。

(費用)

第5条 この賞の費用は、両会で負担し、本会負担分は、奨励賞・奨学賞等資金の収益で賄う。
2 本会負担分の費用について前項で費用を賄えない場合は、本会の表彰・奨励事業収益で賄う。
3 本会負担分の費用について前 2 項で費用を賄えない場合は、本会の公益目的事業共通収益で賄う。
4 本会負担分の費用について前 3 項で費用を賄えない場合は、本会の法人会計収益で賄う。
5 本会負担分の費用について前 4 項で費用を賄えない場合は、この賞の事業を縮小する。

(会計)

第6条 この賞の事業に係る予算及び決算の本会負担分は、本会の理事会の決議を要する。
2 前項の予算及び決算は、本会の収支予算書及び収支決算書に記載する。

(運営と事業分担)

第7条 この賞の事業の運営と事業分担は、両会の理事会の決議により、次の各号により行う。
(1) 事業全体の運営方針は両会が協議の上、決定する。事業を行う学協会を以下担当学協会という。本会が担当学協会の場合の運営は、本会の各種賞検討委員会が行う。
(2) 本会が担当学協会の場合の受賞を希望する教育機関の募集は、各種賞検討委員会が行う。
(3) 候補者の募集及び選考は当該教育機関に委託する。
(4) その年度の授賞はその年度の担当学協会が決定する。
(5) 受賞式は当該教育機関に委託する。
(6) 授賞結果の公表は、両会が行う。

(事業の内容)

第8条 この賞の事業の内容は次のものとする。
(1) 受賞を希望する教育機関の募集
(2) 当該教育機関における候補者の募集
(3) 当該教育機関における選考
(4) 授賞の決定
(5) 授賞結果の公表

(教育機関の募集)

第9条 受賞を希望する教育機関の募集は次の各号による。

- (1) 両会の会報及びホームページに募集を掲載する。
- (2) 受賞の対象とする学生が所属する教育機関は、国内の材料系の学科又はコース等を有する大学および高等専門学校とする。
- (3) 前号に拘わらず、全国大学材料関係教室協議会(以下全材協と略記する。)に参加する教育機関は、応募したものとみなす。

2 応募があった材料系の学科又はコース等を有する教育機関は、原則としてすべて受け付ける。

3 募集要項は両会が協議して、別に定める。

(教育機関における候補者の募集)

第10条 候補者の募集は次の各号による。

- (1) 候補者の対象は、大学は学士課程4年に在学する学生、高等専門学校は専攻科2年に在学する学生とする。
- (2) 募集は、当該教育機関が定める方法により行う。

2 候補者は両会の学生会員資格の有無によらず応募できる。

(候補者の選考)

第11条 この賞の選考は、担当学協会の委託を受けた教育機関が次の各号により行う。

- (1) 教育機関は、特別な利害関係者を排除して、選考委員を選任する。
- (2) 選考委員による選考は、両会が定める別表の基準に基づいて行う。
- (3) 当該教育機関は、受賞候補者名とともに選考委員名及び選考結果を担当学協会に提出する。

(授賞者の決定)

第12条 各教育機関からの授賞候補者の推薦を基に、担当学協会が授賞者を決定する。

(授賞内容及び授賞式)

第13条 担当学協会は、決定した受賞者名を各所属教育機関に連絡し各機関に授賞式を委託する。

2 授賞は賞状と副賞とする。副賞は1年分の両会の学生会員資格である。

3 授賞内容を変更する場合は、両会の理事会の決議を要する。

4 個別の教育機関に適当な候補者がいない場合は、その年度は授賞しない。

(授賞結果の公表)

第14条 この賞の授賞の結果は、両会の会報及びホームページに公表する。

2 公表の掲載事項は、受賞者名、所属とする。

(事業の終了)

第15条 この事業を財政的に継続する目処がたたなくなつた場合又は事業を継続する意義がなくなつた場合には、両会の理事会の決議により、この事業を終了することができる。

(規程の改廃)

第16条 この規程を改廃する場合は、両会の理事会の決議を要する。

(委員会の関与)

第17条 この規程に疑義が生じた場合は、本会は各種賞検討委員会で協議する。

(規則)

第 18 条 この規程の運用に必要な事項は、本会は各種賞検討委員会の決議により、規則に定める。

附則

1. 平成 24 年 8 月 7 日 全面改訂(第 880 回理事会決議) 日本鉄鋼協会と分離して制定
2. 平成 24 年 10 月 5 日 一部改訂(第 881 回理事会決議) 資金の設立の条文追加

別表 選考基準

次の各項目及び総合評価を基準とする。

1. 材料への興味・関心度及びイベントなど社会への材料の啓発活動参加度
2. 材料関係の学業成績
3. 人物面
4. その他（必要に応じ各教育機関で決定することができる。）

各項目及び総合評価の 5 点満点で 3.5 点以上のもので順位点上位から順に推薦数までの学生を候補者とする。